

# 条例改正

## 職員の給与に関する条例等の一部改正

当分の間、55歳を超える職員については、給料月額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の支給額を一定率で減額、また、一般の職員の期末・勤勉手当の率を3・95月分に減らし、給料月額も中高齢層（40歳代以上）に限定して平均0・1%減額するものです。

## 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正  
 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

議会の議員、市長、副市長、教育長の期末手当の率を2・95月分に引き下げるものです。

## 農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正

佐織地区諸桑団地地域し尿処理施設維持管理のため、コミュニケーション・プラント使用料を改定するものです。

### 質疑

基本料金（1戸2名まで）を3千300円から4千300円に改正するが、改正理由は。

### 答弁

平成23年度から27年度までの機器修理計画では、現在の使用料では維持管理できない。

役員で検討した後、3班に分け、浄化センター代表と自治会長2人が、事前に料金改正の説明会を開催した。その後、諸桑団地自治会総会で承認され、使用料見直しの要望書が市の方へ提出された。

## 公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正

愛知県道路占用料条例の改

正に伴い、公共物占用料及び道路占用料の額を改定するものです。

### 質疑

実際の道路の固定資産評価額に基づいて、独自に占用料を定めることを検討したのか。

今度の改正で23年度はどれだけ減収になるのか。

### 答弁

現在まで占用料は愛知県に準じており、市独自の占用料の検討は行っていない。名古屋市以外は、愛知県の占用料に準じて定めている。

現在の占用料を改定後に置き換えると約1千900万円となり約640万円の減になる。

## 海部地区環境事務組合規約の変更

市町村合併により組合を組織する団体数の減少に伴い、経費の支弁の方法を変更するものです。

### 質疑

海部地区でも合併が進むことで団体数が減少し、経費分

担の割合を変えらるることだが、愛西市は費用負担が増えるのでは。

### 答弁

ごみ処理費の関係約600万円、し尿処理費の関係約150万円の増となる。

合併しない構成団体に配慮して負担を分け合う形にとの意見が出た。

## 指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を指定するものです。

### 指定期間

平成23年4月1日から  
平成28年3月31日まで

### 施設名

立田北部子育て支援センター

### 指定管理者

特定非営利活動法人  
夢んぼ

### 指定期間

平成23年4月1日から  
平成28年3月31日まで

### 施設名

立田南部子育て支援センター

### 指定管理者

社会福祉法人  
美和多福祉会

### 指定期間

平成23年4月1日から  
平成28年3月31日まで

### 施設名

開治子育て支援センター

### 指定管理者

社会福祉法人  
八開福祉会

### 指定期間

平成23年4月1日から  
平成28年3月31日まで

### 施設名

勝幡児童館

### 指定管理者

社会福祉法人  
愛西市社会福祉協議会

### 指定期間

平成23年4月1日から  
平成28年3月31日まで

### 施設名

草平児童館

### 指定管理者

特定非営利活動法人  
夢んぼ